市民農園の利用方法について

★自分で育てて収穫した農作物の味は格別です！
ルールを守って，皆さんと楽しく市民農園ライフを楽しみましょう。

■ どんなことに注意して利用すればいいの？

◎ **グリーンヒル郷原敷地内へは，絶対に車両で入らないでください。（進入されての事故については，一切の責任を負いかねます。）**
◎ **返却時は必ず，区画並びに区画周辺を除草し、整地してください。**

○ 周囲の利用者の迷惑となる行為はしないでください。
○ 区画内および区画周辺通路の雑草が生えたまま，１ヶ月以上放置しないでください。
（共用部，残さ置き場やテーブルの周辺は事務局が管理します。）
○ 使用を休止，または中止するときは速やかにご連絡ください。
○ 住所，電話番号を変更するときは速やかにご連絡ください。
○ 農園の使用権の譲渡または転貸はできません。

☆ **上記事項をお守りいただけない場合は，使用の許可を取り消すことがあります。**

■ 栽培できる作物は？
野菜や草花などを栽培できます。
☆ 樹木，宿根草などの永年性作物は栽培できません。

■ 使用できる期間は？
使用期間は，新規の方　令和６年４月～令和７年２月末日までの１１ヶ月間です。
更新の方　令和６年３月～令和７年２月末日までの１２ヶ月間です。
１年に限り　更新（延長）ができます。

■ 使用料は？
新規の方　４４０円×１１ヶ月＝**４，８４０円**です。（納付期限　令和６年３月２８日）
更新の方　４４０円×１２ヶ月＝**５，２８０円**です。（納付期限　令和６年２月２８日）
グリーンヒル郷原　事務所へ現金でお支払いください。

■ 利用できる駐車場はどこでしょうか？
○ 火曜日～日曜日・祝日（８時 30 分～17 時）：グリーンヒル郷原第１駐車場
※　上記の期間でもグリーンヒル郷原が休園の場合は使用できません。
○ 常時駐車可能：市民農園下駐車場《４台程度駐車可能，譲り合って駐車してください》
☆ **指定された駐車場以外には絶対に駐車しないでください。**

■ 栽培に必要なものは誰が用意するの？

栽培に必要な用具，苗，肥料などは各自でご用意ください。

■ 用具などはどこかに保管することができるの？

畑の側に用具を保管することを禁止しております。共用倉庫がありますので，そちらをご自由にお使いください。

☆ 鍵をかけておりませんので，保管される用具や袋などすべてに名前を書いてください。なお，大切なものはお持ち帰りください。

☆ 共用の倉庫なので，譲り合って保管しましょう。

☆ ゴミは各自でお持ち帰りください。倉庫内にゴミが散乱している状態が続きますと，倉庫の共用利用を取り止める場合がございます。

■ 栽培に関する質問はどこで誰にすればいいの？

農業振興センターに農業技師がおりますので，質問等ありましたらいつでもお気軽にお尋ねください。（TEL：0823-77-0374）

■ 植物の残さや雑草はどうすればいいの？

市民農園の各段に残さ置き場を設置しておりますので，残さ（収穫し終わった農作物）や除草した雑草を入れてください。

☆ 残さ置き場の中にゴミ**（ビニールひも・ビニールポット・ラベル・空き缶など）を絶対に捨てないでください。**

☆ 除草した雑草などを入れるときは，**根についている土を畑でよくふるい落としてから**入れてください。畑の土が減ってしまいます！

■ 農作物などを害虫や鳥に食べられてしまったら，補償してくれるの？

呉市は農園内での盗難，天災，病害虫，鳥獣害による耕作物等の被害に対し，一切の責任を負いませんのでご了承ください。

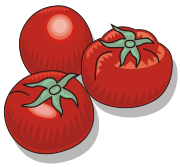

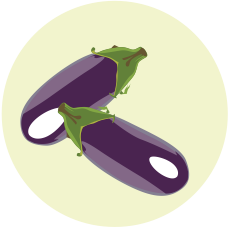

グリーンヒル郷原
指定管理者　岳心コーポレーション
TEL　0823-77-1025
FAX　0823-77-1027
事務所は毎日（9：00～17：00）営業しています。

2024/3/10